

寄居町総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寄居町総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票（様式第1号）に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、会場の都合により定めるものとする。

(入場の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場を禁止する。

- (1) 凶器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及び垂れ幕の類を携帯している者
 - (3) ラジオ、拡声機、無線機、マイク、録音機、写真機及び映写機の類を携帯している者。ただし、第6条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
 - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
 - (5) 酒気を帯びていると認められる者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、議長が傍聴を不相当と認める者
- 2 議長は、係員に、傍聴人が前項第1号から第4号までに規定するものを携帯しているか否かを質問させ、又は確認させることができる。
- 3 議長は、前項の質問等を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の行為の制限)

第5条 傍聴人は、傍聴席では、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 協議、調整事項に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明しないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話の電源を切ること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、寄居町総合教育会議運営要綱第6条ただし書の規定により会議を公開しないこととする決議があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 議長は、傍聴人がこの要領に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、議長に退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成27年7月23日から施行する。

傍聴人受付票

____年 ____月 ____日

住 所 : _____

ふりがな

氏 名 : _____

寄居町総合教育会議傍聴要領及び裏面の傍聴に関する注意事項に同意し、会議を傍聴いたします。

※ご記入後、係員にお渡しください。

【事務処理欄】

受付番号	
------	--

(裏面)

傍聴に関する注意事項

◆次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができません。

- ・ 凶器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- ・ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及び垂れ幕の類を携帯している者
- ・ ラジオ、拡声機、無線機、マイク、録音機、写真機及び映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
- ・ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- ・ 酒気を帯びていると認められる者
- ・ 上記に掲げるもののほか、議長が傍聴を不相当と認める者

◆傍聴人は、傍聴席では、次の事項を守らなければならない。

- ・ 協議、調整事項に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明しないこと。
- ・ 私語、談話、拍手等をしないこと。
- ・ はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用しないこと。
- ・ 飲食又は喫煙をしないこと。
- ・ みだりに席を離れないこと。
- ・ 携帯電話の電源を切ること。
- ・ 上記に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人の迷惑となる行為をしないこと。